

立川市教育委員会就学援助規則の一部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 11 月 9 日

提出者 立川市教育委員会
教育長 栗 原 寛

理由

就学援助費の支給申請について、東京電子自治体共同運営協議会において新たに採用されたデジタル化総合プラットフォーム（「LoGoフォーム」）による電子申請を可能とするため。また、必要な文言整理を行うため。

立川市教育委員会就学援助規則の一部を改正する規則

立川市教育委員会就学援助規則（平成20年立川市教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分及び太枠で囲まれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(申請)</p> <p>第3条 ……略……</p> <p>2 次年度に国公立の小学校又は義務教育学校に就学を予定している者（以下「未就学児」という。）の保護者（要保護者を除く。）であつて、就学援助制度による入学準備金の支給を<u>受けようとするもの</u>（以下「入学準備金申請者」という。）は、就学援助費入学準備金支給申請書（委任状兼振込依頼書）（第1号様式の2。以下「入学準備金申請書」という。）に、対象者であることを証する書類を添えて委員会に提出しなければならない。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、就学援助を受けようとする者は、<u>電子情報処理組織（市の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）</u>を使用する方法により申請をすることができる。</p> <p>(支給方法)</p> <p>第7条 ……略……</p> <p>2 ……略……</p> <p>3 <u>第1項の規定により</u>校長を経由して就学援助費を支給する場合は、校長は、就学援助費振込先変更依頼書（第5号様式）を委員会に提出しなければならない。</p> <p>4～9 ……略……</p>	<p>(申請)</p> <p>第3条 ……略……</p> <p>2 次年度に国公立の小学校又は義務教育学校に就学を予定している者（以下「未就学児」という。）の保護者（要保護者を除く。）であつて、就学援助制度による入学準備金の支給を<u>受けようとする者</u>（以下「入学準備金申請者」という。）は、就学援助費入学準備金支給申請書（委任状兼振込依頼書）（第1号様式の2。以下「入学準備金申請書」という。）に、対象者であることを証する書類を添えて委員会に提出しなければならない。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、就学援助を受けようとする者は、<u>東京電子自治体共同運営協議会が運営する電子申請サービス</u>により申請をすることができる。</p> <p>(支給方法)</p> <p>第7条 ……略……</p> <p>2 ……略……</p> <p>3 <u>第1項の規定により</u>、校長を経由して就学援助費を支給する場合は、校長は、就学援助費振込先変更依頼書（第5号様式）を委員会に提出しなければならない。</p> <p>4～9 ……略……</p>

附 則

この規則は、令和5年12月1日から施行する。